

東京都後期高齢者医療広域連合告示第59号

令和5年4月12日

東京都後期高齢者医療広域連合長職務代理者 石坂 丈一

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項、東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）第13条第4項及び東京都後期高齢者医療広域連合長の職務代理順序に関する規則（平成19年3月31日規則第8号）の規定に基づき、副広域連合長の石坂 丈一が広域連合長の職務を代理する。

記

1 職務代理期間

令和5年4月12日から東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）第12条第1項の規定に基づく広域連合長選挙の当選人が定まるまで

2 職務代理の表示

「東京都後期高齢者医療広域連合長職務代理者副広域連合長 石坂 丈一」